

## 松江の文化力を生かしたまちづくり条例（案）

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 文化芸術振興に関する取組の視点（第5条）
- 第3章 文化芸術振興計画（第6条）
- 第4章 松江市文化芸術振興審議会（第7条―第12条）
- 第5章 雑則（第13条）

### 附則

私たちの祖先たちは、豊かな自然や土地を背景にした国の成り立ちを、「神話」として後世に伝えてきました。

今も美保関に残る「<sup>あおふしがき</sup>青柴垣神事」をはじめとする様々な伝統行事も、この国引きの大地と海が生み出す恵みを糧として、この地に住む人々に、いにしえより綿々と受け継がれてきました。奈良時代、「<sup>いずものくに</sup>出雲国風土記」に記された意宇郡、秋鹿郡、島根郡などの地名や国引き神話などの伝承は今でも伝わり、生き続けているのです。

この地は太古以来、どの時代においても多くの人々が住み続け、出雲国の中心として活力を維持し、日々の生活文化を継承しながら、今日を迎えている国内でもまれな地方なのです。

江戸時代初めに、「堀尾吉晴」が城と城下町を築き、「松江」という名前がこの地につけられました。松江松平家七代藩主「<sup>はるきよ</sup>松平治郷」は藩政改革に取り組みながらも「茶の湯文化」を極め、後世に茶の湯という裾野の広い伝統文化を残してくれました。松江藩の財政は、相次ぐ風水害や凶作により窮乏を極めましたが、不断の藩政改革と薬用人参やはず蠟などの特産品による殖産振興により、幕末には見事にその危機を克服したことは、新しい技術や文化などを広く受け入れ創意工夫する心を私たちに伝えてくれました。

明治維新後、解体の危機に瀕した「松江城天守」は多くの地元有志の努力により買い戻され、市民の力でその雄姿が今に伝えられ、平成の世で再度、国宝に指定されました。

さらに、時代を越えて継承された「古事記」は海を渡り、「ラフカディオ・ハーン」（小泉八雲）を松江に導きました。ハーンは、松江の人々の古き良き生活文化を「神々の国の首都」の暮らしぶりとして世界へ発信し、同時にオープンマインドで広く異文化を受け入れる大切さを伝えてくれました。一方で、近代化にむかう日本に対し、昔ながらの文化や芸術が失われていくことへの警鐘を鳴らしました。事実、時代のうねりの中で松江も多くのものを失ってきたと言わざるを得ません。

こうした歴史を積み重ねてきた松江は、現代においても、多くの分野で文化性の高い表現者を輩出し、市民が主体的に様々な文化芸術活動に取り組む、文化芸術の薫り高いまちです。そしてプログラミング言語「Ruby」は、平成の時代に新たに加わった宝物ともいえます。

「水の都松江」に住む人々は、いにしえより水と共に日常の生活を送ってきました。宍道湖や日本海に沈む夕陽や神々しい朝日を見るたびに、時間を忘れ、思わず手を合わせた経験は、多くの人の記憶にあるはずです。この風光明媚な景観を後世に引き継いでいきたいという思いは、市民誰もの願いと言えるでしょう。

大きな時代の移り変わりの中で、経済性や効率性が優先されるようになり、市民の暮らしぶりや価値観も大きく変わってきました。

また、人口減少社会に転じたことにより、地域で伝統文化や生活文化を守り伝えていくことが難しくなっています。

私たちは、このままでは松江の伝統や文化芸術が知らず知らずのうちに失われてしまうのではないかという強い危機感を抱きました。

市民が誇るべき松江の文化力の価値を再認識し、受け継ぎ、生かしていくとともに、新たに生まれる文化芸術を受け入れ、この松江のまちが、将来にわたり、住む人、訪れる人、誰もが心豊かになれるまちであり続けることを望んでいます。

そのためにできること、やらなければならないことを明らかにし、実現に向け、力を合わせていくための指針を示すために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、有形、無形を問わず松江に存在する豊富な文化財、古くから伝わる茶の湯文化及び生活文化、自然が織りなす風景及び昔ながらの景観並びにこのまちの空気感等、松江市民の暮らしの根底にあり市民の誇りとなりうる力（以下「松江の文化力」という。）を再認識し、未来を担う子どもたちはもとより、世代を超えて誰もが心豊かになれるまちにしていくために、基本理念を定め、取組の視点を明らかにすることにより、本市における文化芸術振興を図り、松江の文化力を生かしたまちづくりに寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、次の各号に掲げる事項を保存し、継承し、及び発展させて行うものとする。

- (1) 市民生活に根づく茶の湯文化
- (2) 古代から近代までの豊富な文化財

- (3) 小泉八雲が五感で感じた松江の生活文化
- (4) 文化芸術活動の拠点となる施設
- (5) 市民と共に育む文化芸術活動
- (6) 宍道湖・堀川・中海等の松江的景観

2 前項の規定にかかわらず、松江の文化力を生かしたまちづくりの推進は、時代に応じて新たに生まれる文化芸術を受け入れ、及び松江の文化力を発展させて行うものとする。

(市の役割)

第3条 市は、基本理念にのっとり、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現のために、文化芸術振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民、文化芸術活動を行う者、事業者及び松江の文化芸術活動に関心がある者（以下、「文化に関わる者」という。）が行う文化芸術振興に係る取組に協力するものとする。

(文化に関わる者の役割)

第4条 文化に関わる者は、文化芸術の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

2 文化に関わる者は、自主的かつ主体的な文化芸術活動への参加及び支援等を通じ、文化芸術振興に努めるものとする。

## 第2章 文化芸術振興に関する取組の視点

(取組の視点)

第5条 市及び文化に関わる者は互いに協力し、又は連携し合い、第2条の基本理念の実現にあたって、次に掲げる事項を視点として取り入れながら文化芸術振興に努めるものとする。

- (1) 松江の文化力を知る。
- (2) 松江の文化力を育てる。
- (3) 松江の文化力を伝える。
- (4) 松江の文化力を創造する。
- (5) 松江の文化力を活用する。
- (6) 松江の文化力を支える。

## 第3章 文化芸術振興計画

(文化芸術振興に関する計画の策定)

第6条 市は、文化芸術振興に関する計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を策定し、基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

2 市は、文化芸術振興計画を策定するに当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を十分に反映するよう努めるものとする。

3 市は、文化芸術振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

#### 第4章 松江市文化芸術振興審議会

(設置及び所掌事務)

第7条 次に掲げる事務を行うため、松江市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、文化芸術振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 文化芸術振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術振興に関すること。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## 第5章 雑則

### (委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議の招集は、第11条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。